

令和2年7月7日

東海旅客鉄道株式会社

代表取締役副社長 宇野 護 様

静岡県中央新幹線対策本部長

静岡県副知事 難波 喬司

中央新幹線南アルプストンネル（静岡工区）における  
トンネル掘削の前段で行うヤード整備について

令和2年7月3日付の貴社からいただいた再質問について、以下のとおり回答いたします。

**1 自然環境保全協定について**

**(1) 協定書案について**

貴職の書簡では、「弊社は昨年5月、貴県と調整を進め、ヤード整備について協定を締結する方向で貴県から協定書案の提示を頂いておりました」「貴県からのご指摘を盛り込んだ協定書案に合意することにより、濁水処理設備等のヤード整備は進めることができるものと考えておりました」旨を述べられています。

この時（2019年5月頃）に振り返って事実関係を確認したいと思います。

貴社が計画していたトンネル坑口整備を含むヤード等整備工事（以下、貴職にならい「本件ヤード整備」という。）については、2018年8月、トンネル工事の一部であるとして着工を容認しなかった経緯があります。2019年5月頃、本件ヤード整備についての貴社の着工意向を踏まえ、改めて、この部分を、すでに着手済みの宿舎・事務所等工事の延長と捉えるか、トンネル掘削工事の一部として捉えるかについて判断が必要となりました（注1）。仮に、宿舎・事務所等工事の延長として捉える場合には、開発行為の規模が5ha以上となり、協定の締結が必要となります。静岡県の協定担当者は、「仮に」という前提付で、本件ヤード整備が宿舎・事務所等工事の延長であるとなった場合には速やかな協定締結が可能となるよう、貴社に協力することとしました。協力の形としては、

貴社の担当者から県の担当者へ提示された協定書案に対して、その体裁等について修正を加えたものを貴社に送付したものです。よって、貴職の「協定を締結する方向で貴県から協定書案の提示を頂いておりました」との指摘は、事実と異なることは明らかです。県の協定担当者は、本件ヤード整備について、大井川利水関係協議会等の意見交換を踏まえ、県が本件ヤード整備を宿舎・事務所等工事の延長と判断した場合に備え、事前に事務レベルで貴社から提示された協定書案に対する意見を述べたものにすぎません（注2）。この際、県の担当者は、「県がトンネル坑口等の工事に関して承認するかは不明である。利水関係者との協議の具体的な日取りは知らされていない」旨のことを述べ、協定締結の前提となる判断については大井川利水関係協議会の開催を待つ必要があることなどから、担当者としては協定締結の見通しは不明としています。

（注1：平成30年8月24日付 静岡県中央新幹線対策本部長発 東海旅客鉄道株式会社宛「中央新幹線建設工事に係る宿舎・事務所等工事と林道東俣線改良工事について」においては、工事全体を「宿舎・事務所等工事」と「本体工事（トンネル工事）」に切り分け、前者については「本体工事（トンネル工事）」の準備段階の工事としている。）

（注2：県の担当者のこのような姿勢については、以下の記述からもご理解いただけると思います。すなわち、令和2年7月3日付静岡県中央新幹線対策本部長名による「ヤード整備の可否に関する回答」の「6 その他」において、（協定書を締結する段階にはない時でも）「協定に添付する自然環境保全計画書の形式等については、早急に調整を進める用意がある」としています。）

## （2）開発行為の区分について

貴書簡においては、（県が）「トンネル掘削の前段で行う準備からトンネル掘削工事までを、『活動拠点整備工事』又は『トンネル掘削工事』と区分して同協定の取扱いを分ける、新たな考え方を定められたように受け取れ（中略）戸惑っております」とし、「今回の貴県の『活動拠点整備工事』又は『トンネル掘削工事』と区分するという考え方は、条例の目的に照らして必須なものとは思われず、また、これまで貴県からご説明を頂いたことはなく、変更された経緯と理由について、ご教示頂きたく存じます。」とされています。

このことについてご説明をいたします。まず、貴職の「条例の目的に照らし

て必要なものとは思われず」という認識については、一連の開発行為について、どの範囲を「一つの開発行為」と判断するかについては、「条例の目的に照らし、条例の運用上の基本的な事項にあたる必須なもの」です。南アルプストンネルという一連の工事については、活動拠点整備工事とトンネル掘削工事をあわせて一つの開発行為とする判断もあり得ましたが、工事の工程と内容、自然環境へ与える影響を考慮し、別の開発行為と整理しました。

その整理の際に、トンネル坑口整備を含むヤード等整備工事（本件ヤード整備）をどちらの工事（当時の言葉では、「宿舎・事務所等工事」と「本体工事（トンネル工事）」として捉えるかについての判断（行政裁量）が必要でした。判断にあたっては、その判断が社会通念上あるいは社会的に理解されることが必要です。県は、2019年5月31日、大井川利水関係協議会を開催し、貴社が計画している本件ヤード整備の取扱いについて意見交換を行った結果を踏まえ、この部分は従来の整理のとおり、「トンネル掘削工事と一体である」（よって、着工は容認しない）との結論としました。この結果、静岡県から貴社に対し、本件ヤード整備はトンネル掘削工事の一部であるので着手は時期尚早である旨を口頭で回答いたしました。本件ヤード整備は宿舎・事務所等工事の延長ではないという従来の判断が改めて確認されたことによって、着手済の宿舎・事務所等工事は、これまでどおりの5ha未満の工事であり、協定を締結する必要はない開発行為であることが改めて確認されました。

このように、県としては、宿舎・事務所等工事の着手前の時点（2018年8月）で、本件ヤード整備は「トンネル掘削工事」に含まれると判断し、2019年5月31日の大井川利水関係協議会での意見交換を踏まえ、2019年6月にそのことを再確認しました。よって、貴社が指摘するような「(県が) 新たな考え方を定められた」という事実はなく、誤解と言えます。

県としては、今般貴社から申し入れのあった本件ヤード整備がトンネル掘削工事の一部として取り扱われていることについては、2019年6月以降、貴社も承知されているものと理解しておりました。今回の金子社長の川勝知事訪問の際、本件ヤード整備が宿舎・事務所等工事と一体であると理解されているのであれば、事前に貴社から協定締結についての協議がなされるのが自然です。2019年6月以降、県は、このことに関する協議を貴社から一切受けておりません。このため、2020年7月になって、貴職が「これまで県の説明がなく戸惑っている」旨の主張をなされることにつきましては、本県としては承服しかねます。

## 2 「本件ヤード整備が大井川中下流域の水資源に影響を与えないことについて」

貴書簡においては、「本件ヤード整備については、上記1に関する貴殿との認識の差に関わらず、水資源に影響を与えない工事として、さらには中央新幹線の重要性に鑑み、有識者会議での議論等と並行して、是非とも認めて頂きたいと存じます。仮に、認めて頂けないのであれば、その理由は、なし崩し的にトンネル掘削工事に繋がることへのご懸念なのか、本件ヤード整備による水資源への影響に対するご懸念なのかについて、ご教示頂きたく存じます。」とされています。

貴職が「本件ヤード整備については、上記1に関する貴殿との認識の差に関わらず」とされていることについては、県としても「認識の差」があると理解しておりますが、大規模な開発行為において、その開発区域を分割するなどによって必要な手続等を免れることは、法令の趣旨を潜脱することになり認められない、との考えは、自然環境保全条例だけでなく環境影響評価条例などにおいて一貫しております。県としては、一連の工事着手前に決めた「活動拠点整備工事」と「トンネル掘削工事」の範囲については、2020年7月3日に行った記者発表の資料「県からの回答の主要点」に示したように、「工区分割の恣意的な運用により条例の趣旨を潜脱することとならないよう、あらかじめ決めた『一つの開発行為』の範囲は、新たに特段の考慮すべきことがない限り守るべき」と考えております。よって、「認識の差」についてこれ以上の議論をすることは新たな価値を生まないと考えております。

貴職の認識のとおり、県としても、「中央新幹線の早期実現と自然環境への影響の回避・低減の両立は共通の認識」と考えています。

このため、県は、設置した専門部会等で対話が円滑に進むよう努めてまいりました。しかし、残念ながら、トンネル掘削工事による影響の回避・低減等の具体的環境保全措置については、未だ合意に至っておりません。

貴職は、「本件ヤード整備については、上記1に関する貴殿との認識の差に関わらず、水資源に影響を与えない工事として、さらには中央新幹線の重要性に鑑み、有識者会議での議論等と並行して、是非とも認めて頂きたいと存じます。」とされています。また、県が「条例の目的に照らし、条例の運用上の基本的な事項にあたる必要なもの」としていることについて、「条例の目的に照らして必

要なものと思われず」と理解されています。これらは、「中央新幹線の重要性に鑑み、条例の運用の変更を求める」とも受け取れる表現です。

貴社は、県が環境影響評価法及び条例に基づいて進めている専門部会についても、「法律に基づく環境影響評価手続きは終わっている。」旨の発言を行うなど、県が法律に基づかない事務を行っているかのような「静岡県の条例軽視の姿勢」あるいは「静岡県の条例運営への疑問」を表明してこられました。

静岡県としては、貴社におかれては、重要な事業の実施者であれば、社会の範となるよう、条例を遵守する姿勢を示していただきたく存じます。

### 3 静岡県の要望

共通認識である「中央新幹線の早期実現と自然環境への影響の回避・低減の両立」のためには、県の専門部会等において「水資源への影響」「生物多様性への影響」の回避・低減等の措置について県民が理解できる形での対話を進めることが重要です。そうしなければ、本件ヤード整備のすぐ後に続く工事に入ることができないことは、貴職は十分ご認識されていると存じます。

残念ながら、「生物多様性専門部会」については、昨年12月13日開催以降、開催されていません。同部会への資料の提出について、県から貴職に再三催促しておりますが、目途が立たないとのこと返事を口頭でいただいております。このことを県として大変憂慮しております。

静岡県としては、今後とも、専門部会における対話が進むことにご協力してまいりたいと存じますが、資料の提出がなければ対話を進めようがありません。貴社による県の専門部会への早急の対応をお願い申し上げます。

(以上)